日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 06. 07

No.14 -046

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

6 月 5 日東京高裁乗員控訴審

速報　控訴棄却

原告団は上告方針

高裁前宣伝行動・裁判傍聴・報告集会参加

6月5日は、東京高等裁判所で運航乗務員の控訴審判決(民事24部：三輪和雄裁判長)が行われました。判所前の宣伝行動を終了した後、原告団は400名の支援者からの大きな激励・拍手の中、101号法廷に入廷しました。

判決言い渡しは、『控訴棄却・裁判費用は控訴人』　この間数秒！？

裁判長から判決要旨の説明も全く有りませんでした。

詳細は別途報告します。

6月5日運航乗務員原告団声明を全文掲載

労働者の存在と事実と道理を無視したJAL 運航乗務員高裁判決

会社は解雇当時、史上最高の営業利益を挙げていて、客室乗務員を含めた165名の解雇によるコスト削減は当時の年間営業費用の僅か0.13%。従来の判例基準からすれば、解雇が許されないことは明白であった。ところが東京地裁判決は、「本件は会社更生手続きの解雇だから特別だ。どんなに営業利益が上がっていても、更生手続きで予定された人員削減体制にするために解雇は必要だった」と解雇を容認した。

これに対して東京高裁では、徹底的な反撃・追及が行われた。まず、更生手続きの解雇だから特別だという論理に対して、名だたる労働法学、倒産法学、会計学の学者・研究者の方々から、その理論的誤りを追及する優れた意見書が、続々と高裁に提出された。あわせて高裁では、全国25 万筆の公正な裁判を求める要請書名、1.５万通の証人採用葉書の結果、ついに私たちが必要とする証人尋問、本人尋問、本人意見陳述の機会を確保し、ここに解雇の違法を裏付ける、次のような決定的な事実が証明された。

① 解雇の時点で会社の人員削減目標は既に超過達成され、解雇の必要性はなかった事実。

② 解雇に至る会社の信義則違反・不当労働行為の連鎖・集中。

ア　更生手続開始当初、管財人が、ワークシェアなど雇用継続のための解雇回避措置を各労組に約束しながら、会社は後にその約束を破って乗務外しの圧力下の「希望」退職強要に終始し、肝心の解雇回避努力を一切放棄した。

イ　解雇の人選基準（年齢、病欠）も、安全無視の不合理と労組の中心メンバーの狙い撃ちが明らかになった。

ウ　対等の交渉確保のための争議権確立投票に不法介入し、交渉では解雇時点

の在籍者数（削減目標を超過達成していた筈）を隠蔽したまま解雇を強行した。

エ　以上の信義則違反・不当労働行為は、これに先立つ過去何10 年にわたる会社の一貫した労組分裂・差別政策と一体である。

このような、解雇の違法を裏付ける決定的な事実について、会社は何一つ反論・反証出来なかった。にもかかわらず判決は、そのことを悉く無視し、専ら「更生計画ありき、よって解雇有効」という論理によって解雇を認容した。

このような、事実と道理を無視した判決は断じて許されない。

私達は、これまでの国民支援共闘会議、支える会の皆様の熱いご支援に心から感謝申し上げ、この不当判決を乗り越えて勝利まで闘い抜く決意である。

2014 年6 月5 日
JAL 不当解雇撤回裁判運航乗務員原告団
JAL 不当解雇撤回裁判運航乗務員弁護団

今後も
ご支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

8 月 28日（木）

不当労働行為裁判　判決

東京地裁527 号法廷

14 時より